

妊活支援（不妊検査）や不妊治療費に対する助成制度

砥部町では、妊娠を望む夫婦や不妊の悩みを持つ夫婦の経済的な負担を軽減するため、妊活支援や不妊治療費を助成しています。

妊活支援（不妊検査）

産婦人科等でパートナーとそろって実施した不妊検査にかかる費用

対象者	妊娠を望む夫婦（事実婚を含む）で、検査開始時点において妻の年齢が43歳未満※
助成額	1夫婦あたり 上限5万円
助成回数	1夫婦あたり 1回限り
助成対象	夫婦ともに当年度4月1日以降に実施した検査で、年度内に終了したもの

不妊治療費（一般不妊治療・特定不妊治療）

不妊治療のうち、保険診療で行った治療における自己負担額及び先進医療にかかる費用

保険診療分		先進医療分
対象者	不妊症と診断された夫婦（事実婚を含む）で治療開始時点において妻の年齢が43歳未満※	
助成額	上限10万円 ただし、高額療養費制度等で助成された額は控除する	国が告示している先進医療治療費 全額
助成回数	※高額療養費、付加給付、民間保険の給付金などがある場合は、その額を除いた自己負担額となります	
助成回数	一年度につき、2回まで ただし、妻の年齢によって通算回数が異なる 【40歳未満：通算6回】【40～43歳未満：通算3回】 ※回数について：受診1回ではなく、一連の治療の開始から終了までを1回とします。（詳しくは主治医へご確認ください）	
助成対象	令和5年4月1日以降に治療を開始し 治療終了日から6か月以内のもの	

※夫婦のいずれかが1年以上砥部町に住所を有し、夫婦ともに町税の滞納が無く、医療保険に加入していることが助成の対象要件です

申請に必要なもの

- ☐ 助成金交付申請書※1
- ☐ 戸籍謄本
- ☐ 助成事業受診等証明書※2
- ☐ 検査または治療を実施した医療機関が発行する領収書・明細書
- ☐ 振込先口座の通帳の写し … 原則、申請者名義の口座とします
- ☐ 所得状況・納付状況調査等に係る同意書※1
- ☐ 助成金交付請求書※1 … 要押印

- ▶ その他、該当者のみ必要となる書類があります。（事実婚関係における申立書※1、高額療養費・付加給付・民間保険の給付金などの給付額などが記載された書類等）
- ▶ ※1・2は町専用の様式があります。※2は医療機関で作成してもらう書類となります。

< 申請窓口・問い合わせ先 >

砥部町役場 保険健康課（保健センター）

〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内1368番地

☎ (089) 962-6888 受付時間 平日8:30～17:15

裏面 注意事項
必ずお読みください

申請における注意点

妊活支援（不妊検査）

- 保険適用の有無は問いません。
- 原則、夫婦（事実婚を含む）両方が受診をし、受けた検査が対象です。
- 助成回数は夫婦1組につき1回限りです。検査を複数回予定している場合は、すべての検査が終了した後、申請してください。ただし、初回検査実施日から1年以内に行った検査に限るものとし、かつ検査が終了した日の属する年度内に申請してください。

不妊治療費（一般不妊治療・特定不妊治療）

- 先進医療を除く、一般不妊治療費、特定不妊治療費（男性不妊含む）は保険適用の
の治療のみ対象で、高額療養費、付加給付、民間保険の給付金など助成を受けられる制度がある場合は、先にその給付を受けてから申請してください。
 - 先進医療分の申請については、必ず保険診療分の治療と併せて申請してください。
 - 申請は1回の治療ごとに行い、その治療が終了した日から6か月以内に申請してください。（申請は一年度にあたり、2回まで可能）
- ※1回の治療とは、主治医が体外受精又は顕微授精を開始すると決定した日から妊娠判定日まで
又は治療を中止した日までの治療をいいます。詳しくは主治医へご確認ください。

申請書に必要な用紙は
砥部町のホームページ（右QRコード）
からダウンロード、または保健センター
窓口でお渡しします。



妊活支援（不妊検査）



不妊治療費

- ◆申請が当年度3月31日を過ぎる可能性がある場合は、申請する前に一度、下記窓口までご連絡ください。

<申請窓口・問い合わせ先> 砥部町役場 保険健康課（保健センター）
☎（089）962-6888 受付時間 平日8：30～17：15